公立大学法人公立千歳科学技術大学の業務実績評価方針

この評価方針は、千歳市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、 公立大学法人公立千歳科学技術大学(以下「法人」という。)の業務実績の評価を実施 するにあたっての基本方針及び評価の方法等について定めるものとする。

1 評価の目的

法人運営の質的向上を促進することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 評価は、大学における教育研究の特性に配慮して行うものとする。
- (2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (3) 評価は、書面調査、ヒアリング及び現地視察を通じて行うものとする。
- (4) 評価は、中期目標の達成に向けた中期計画又は年度計画の実施状況を確認する観点から行うものとする。
- (5) 法人運営の継続的な改善・質的向上に資する評価を行う。

3 評価方法

- (1) 評価委員会は、法人の自己点検・評価に基づき、地方独立行政法人法(平成 15年法律第118号。以下「法」という。)第78条の2第1項に規定する 次の評価を行う。
 - ア 各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)
 - イ 中期目標期間4年目終了時に行う、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価(以下「4年目終了時評価」という。)
 - ウ 中期目標期間終了時に行う、中期目標期間における業務の実績に関する評価 (以下「6年目終了時評価」という。)
- (2) 法第79条の規定に基づき、4年目終了時評価及び6年目終了時評価を行う に当たっては、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (3) 評価は、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。
 - ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し、 評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成 状況の全体について総合的に評価を行う。

(4) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示し、意見の申立ての機会を設ける。

4 法人において留意すべき事項

業務実績評価は、法人から提出される業務実績報告書を基に行うものであり、また、評価結果は広く市民に公表されるものであることから、法人は業務実績報告書の作成に当たっては、専門用語には用語説明を添えるなど、分かりやすい記述に努めるものとする。